令和７年度事業計画

Ⅰ　事業の方針

利用期を迎えた人工林資源を活用し、低コストで効率的な木材生産により木材の安定供給を実現するとともに、資源の循環利用による、CO2 吸収源としての森林の機能の発揮と花粉発生源対策の推進のため、再造林の着実な実施が必要となっている。

そのためには優れた人材の育成を目的とする林業普及が重要である。

このため、本会は、「森林・林業の改良、発展に必要な知識・技術の普及」及び「林業改良普及活動に取り組む者への支援・協力」を目的として、機関誌・月刊誌や各種図書の出版、研修・表彰、調査などの普及事業に取り組んできたところ。

しかしながら、林業経営を巡る厳しい状況により、林業後継者など普及対象である林業の担い手が減少するとともに、普及対象は森林組合や民間林業事業体など多様化している。

このため、このような状況を踏まえつつ、知識・技術については、本会機関誌「林業新知識」や月刊誌「現代林業」において、最新情報をタイムリーに提供し、また、技術や施策・制度に対する理解が深まるよう、ニーズを十分に踏まえ、詳細情報等を図書等により分かりやすく提供し、普及を進める。

さらに、動画など新たな媒体を活用した普及にも取り組む。

一方、普及活動の推進・協力については、林業普及研修大会などの研修･表彰事業により普及関係者の活動を促進するとともに、全国林業研究グループ連絡協議会（以下「全林研」という）が行う普及関連事業への協力を引き続き行う。

加えて、花粉発生源対策、森林経営管理制度と森林環境譲与税、カーボンニュートラル、ＳＤＧｓ、生物多様性等を念頭においた林業普及ができるよう、適切に対応する。

これらの対応にあたっては、会員である都道府県協会（以下「県協会」という）のほか、全国林業普及指導職員協議会（以下「全普職」という）、全林研等の普及団体と連携・協力して、本会の使命を継続して果たしていけるよう取り組むものとする。

Ⅱ　事業計画

１．会費の徴収

県協会からその構成員数に応じた会費（１人当たり 1,500 円、前年度と同額）を徴収する。また、構成員の維持・確保及び会費の早期納入のための奨励金の積算方法等は、別紙のとおり前年度と同様とする。

また、賛助会員の会費は、1 万円以上とする。

２．機関誌の配布

県協会と協力し、その構成員に対して機関誌「林業新知識」を配布するとともに、林業団体等における新規構成員の開拓に努める。

３．研修・表彰事業

１）全国林業普及研修大会の開催

全普職及び全林研との共催で、林業普及指導員、意欲の高い林家、林業普及団体関係者等を対象とした研修会を開催する。

２）第５９回林業関係広報コンクールの開催

森林・林業団体等が行う広報事業の質の向上等を図るため、広報誌及びホームページを対象にコンクールを行う。

３）その他

公益社団法人大日本山林会が開催する全国林業経営推奨行事に協賛して運営に参画する。また、都道府県、団体等が実施するコンクール、表彰行事等に関して、審査への参画、受賞者への賞の授与、記念品の贈呈等を行う。

４．普及活動等推進事業

１） 林業研究グループの育成、普及活動の促進等のために全林研が行う次の事業に対する支援・協力を行う。

① 林業研究グループが実施する高校生の林業就業体験などの森林・林業教育等の活動

② 林業研究グループ等を対象とした研修会、表彰行事等

③ 機関誌の発行等

2）「スマート林業推進技術者育成事業」（林野庁委託事業）を前年度に引き続き実施する。

3）福島第一原子力発電所事故に関連する「森林・林業再生に向けた普及啓発事業」（林野庁委託事業）を前年度に引き続き実施する。

4）花粉発生源対策に係る調査・普及を行う「効果的な花粉発生源対策の実施に向けた普及及び調査」（林野庁補助事業）を前年度に引き続き実施する。

5）林業高校のためのスマート林業学習プログラムの作成等を行う「スマート林業教育推進事業」（林野庁委託事業）を前年度に引き続き実施する。

6）違法伐採木材の流通防止に関する「クリーンウッド」事業のうち「専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供」（林野庁委託事業）を前年度に引き続き実施する。

7）「労働安全確保マニュアル作成事業」（林野庁補助事業）を前年度に引き続き実施する。

8）花粉発生源対策の実施に必要な労働力の確保のための「地域間・産業間連携労働力確保事業」（林野庁補助事業）を前年度に引き続き実施する。

9）能力評価システム導入支援（自主事業）について、前年に引き続き実施する。

5．出版・展示事業

1）普及図書の出版

ア 「現代林業」の刊行

「林業新知識」の姉妹誌として林業総合月刊誌「現代林業」を刊行する。

イ 林業改良普及双書

林業普及指導員をはじめ関係者が行う普及活動の効果的な実施等に資するため、

３種類の刊行を予定する。

① 林業改良普及双書 №.２１１

② 林業改良普及双書 №.２１２

③ 林業改良普及双書 №.２１３

ウ　単行本の刊行

森林・林業の改良普及に資する次の単行本を刊行する（名称はいずれも仮題）。

①「森づくりの原理・原則２」　正木　隆著

②「森林・林業白書（令和７年版）」林野庁

③「技能検定向けテキスト（筆記試験対策用）」全林協

④「技能検定の実技対策　チェーンソー技能向上訓練テキスト」全林協

⑤「２０２５年　ロープ高所作業（樹上作業）特別教育テキスト」

エ　パンフレット類の制作

都道府県、市町村、林業関係団体等の森林・林業施策の推進や普及啓発活動等に資する「見やすく、分かりやすい」パンフレット類を制作する。

主なものは次のとおり。

①「保安林のしおり」

②「林業・木材産業改善資金のしおり」

③「森林整備事業のあらまし」

④「木育のための樹と木の話」

⑤　治山事業、林道事業等のパンフレット

これらに併せて、林業関係団体等が広報普及事業等に使用するパンフレット等の受託制作に積極的に取り組む。

２）展示事業

展示施設や野外教育の場で活用できる展示パネル、野外解説板等の制作・販売や、展示施設の展示物の維持、管理等を行う。

６．森林認証普及等事業

持続可能な森林経営を引き続き支援するため森林認証に関する普及等を行う。

７．調査研究事業

スギ花粉飛散量予測のための各地域での雄花着花状況の把握及びこれに関するドローンを使った技術開発に関する調査・検討を行う「スギ雄花花芽調査等の推進」（林野庁補助事業）を前年度に引き続き実施する。

８．一般販売・野外活動支援等事業

１）野外活動等支援事業

東京・高尾で分収林契約のもとで造成している「高尾青年の山」について、民間団体の協力を得て、間伐等の森林整備を実施するとともに、市民の山づくり活動の場、森林・林業の研修の場等として活用する。

また、研修宿泊施設である高尾グリーンセンターについては、引き続き民間団体への委託による管理運営を行う。

２）一般販売・委託事業

注文に応じて物品販売を行う。また、本会の有するノウハウを生かし、業務の受託にも努める。

Ⅲ　会議、その他

理事会、総会以外の会議は必要に応じて開催する。